

協議会会議概要

会議の名称	第 1 回座間総合病院連絡調整協議会		
開催日時	令和 5 年 1 1 月 7 日（火曜） 午後 7 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで		
開催場所	座間市役所 3 階 3 - 1 会議室		
出席者	山本会長、宮野副会長、湧上委員、五十棲委員、茂木委員、渡委員、佐藤委員、田所委員、萩原委員、草場委員、竹内委員		
事務局	健康部健康医療課		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	—
非公開・一部公開とした理由	病院事業者の内部情報が含まれている内容については非公開		
議題	(1) 「病院の開設及び運営に関する基本協定書」の状況確認について (2) 座間総合病院との施策連携について (3) 「病院の開設及び運営に関する基本協定書」第 5 条第 3 項に基づく一般急性期病棟の取り扱いに関する覚書』に基づく現状報告について (4) 座間総合病院の開設及び運営に係る支援措置について		
資料の名称	【資料 1】基本協定の遵守状況等について 【別紙 1】座間総合病院患者数・医師数実績 【別紙 2】救急患者他医療機関転院搬送事例 【別紙 3】座間市内救急搬送状況表 【別紙 4】紹介・逆紹介件数 【資料 2】座間総合病院との施策連携表 【資料 3】「病院の開設及び運営に関する基本協定書」第 5 条第 3 項に基づく一般急性期病棟の取り扱いに関する覚書及び同変更覚書 【資料 4】救急受入計画に係る比較表 【資料 5】座間・綾瀬・海老名消防救急搬送推移（座間市内救急出動分）		

【資料 6】 座間総合病院救急搬送実績

【資料 7】 「一般急性期病棟の取り扱いに関する覚書」の延長について

【資料 8】 座間総合病院の開設及び運営に係る支援措置について

【資料 9】 座間総合病院の開設及び運営に係る支援措置に関する覚書及び変更覚書

【資料 10】 座間総合病院の開設及び運営に係る支援措置の経過・座間総合病院救急搬送実績

事務局	本日の会議は、委員12人中、11人の出席で過半数を超えているため会議が成立することを報告する。令和5年度第1回座間総合病院連絡調整協議会を開催する。
会長	(会長挨拶)
事務局	委員の変更の報告
各委員	委員自己紹介
事務局	副会長の選任について、要綱の規定により、会長による指名をお願いする。
会長	要綱に基づき、副会長を指名する。前任も消防長を選任していたため、宮野委員にお願いしたい。
委員一同	(異議なし)
事務局	副会長に宮野委員が選任された。議長は、要綱の規定により、会長にお願いする。
会長	本協議会の議事録の取扱いについて諮りたい。議事録は、病院事業に不利益となるおそれがある情報を除き、公開とし、市ホームページにて公開することでよいか。
委員一同	(異議なし)
会長	議事録については、原則公開とする。
事務局	議題(1)「「病院の開設及び運営に関する基本協定書」の状況確認について」、事務局から説明を求める。
事務局	議題(1) 病院の開設及び運営に関する基本協定書遵守状況等について、本協議会の所掌事項として、平成26年7月15日に締結した基本協定書の遵守がある。本協議会の委員から意見等をもらいながら、病院の運営に反映することになっている。については、基本協定の進捗、現状を確認していただく。
事務局	資料1「病院の開設及び運営に関する基本協定書遵守状況等について」は、本協定の現状として、別紙1「座間総合病院患者数・医師数実績」が第6条第3項、別紙2「転院搬送事例」及び別紙3「市内救急搬送状況」が第6条第4項の詳細、別紙4「紹介数・逆紹介件数」が第11条第2項の詳細資料となっている。
会長	本協定の進捗等の現状について、座間総合病院側から説明をお願いしたい。
座間総合病院	第6条は、令和4年10月から小児の二次救急輪番制に参画した。成人の輪番と合わせて月11日となった。また、令和5年の4月に救急部を新設し、時間内における救急体制の強化を図った。 防災関係では、令和5年4月に自家発電機用重油予備タンクを増設。令和5年9月は市の総合防災訓練に参加、令和5年10月には市職員による座間総合病院災害対策設備の視察を実施した。 ワークステーションは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していたが、座間消防の協力のもと運用を再開した。また、消防職員へ

の講演会についても、実施した。

第11条は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた地域連携の会を大規模に実施することができた。今後も開催していきたい。

救急搬送率については、病院誘致前の平成23年度からのロングスパンで見ると平成23年度は25.5%に対して令和5年9月では47.6%となっており、市外搬送率についても52.4%となっており目標に少しずつではあるが近づいてきている。

会 長
副会長

救急ワークステーションについては、宮野副会長からお願いします。

救急ワークステーションは、救急救命士をはじめとする救急業務に携わる職員の教育拠点として市消防本部で運用する4台の救急車のうち1台と救急救命士を含む3名の救急隊員を派遣し病院救急外来において、医師及び看護師の指導に基づき搬送された患者の観察や心電図検査等の補助または静脈路確保などの病院実施を行う。また、海老名市、綾瀬市の救急出動にも対応する。新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年から中断していたが、本年10月30日より事業を再開している。

会 長
委員一同
会 長

意見、質問はあるか。

(意見なし)

議題(1)は、以上とする。

次に、議題(2)「座間総合病院との施策連携について」、事務局から説明を求める。

事務局

資料2「座間総合病院との施策連携について」、基本協定の第11条第6項に基づくものである。市の実施する保健医療施策、福祉施策等の事業に病院として協力をいただいているもの、今後、市として協力をお願いする可能性のあるものをまとめたもの。未実施のものは、市側の現状・展望、病院側の現状に分けて記載している。実施済みは進捗等のあったもの、未実施は、変更又は新規で上がってきたものを説明する。実施済の「健康増進法事業」は、令和4年度については、担当医師の確保が困難ということで実施に至らなかった。今後は講座の内容に応じて依頼させていただく予定。「救急隊員の教育」は、令和4年度に新たに実施したもので消防職員を対象に渡病院長にご講演いただき実施した。未実施の「パートナーシップ宣誓制度利用者の対応協力」は、本市では昨年10月に「座間市パートナーシップ宣誓制度」を開始。担当課で本制度のチラシを作成している段階のため、完成次第、協力をお願いしたい。

会 長
委員一同
会 長

議題(2)について、意見、質問はあるか。

(意見なし)

議題(2)は、以上とする。

次に、議題(3)の『「病院の開設及び運営に関する基本協定書」第5条

第3項に基づく一般急性期病棟の取り扱いに関する覚書』の現状報告について、事務局から説明を求める。

資料3『「病院の開設及び運営に関する基本協定書」第5条第3項に基づく一般急性期病棟の取り扱いに関する覚書』及び『「病院の開設及び運営に関する基本協定書」第5条第3項に基づく一般急性期病棟の取り扱いに関する変更覚書』は、一般急性期病棟を地域包括ケア病棟に一部機能変更することについての運用を定めたものである。当時、座間総合病院から、一般病棟の特に総合診療科入院患者の在院期間が長期化する傾向にある中、未稼働の病床もあり、救急受入れに大変苦慮している状況があること、また、地域包括ケアシステム等、地域医療のニーズに合わせて対応をとる必要があること等を加味し、平成30年4月の診療報酬改定も考慮し、一時的に地域包括ケア病棟に機能変更し運用していきたい旨の申し出があった。市と病院の間で合意し、平成30年2月26日に覚書を締結した。その後、地域包括ケア病床の利用率は高く、地域の医療ニーズにとって重要な存在となったこと、一般急性期病棟を圧迫することなく、むしろ積極的に連携すれば効果的な運用が可能であることから期間延長をするため、令和2年12月25日付けで一部内容を改定し、変更覚書を締結した。

資料4「救急受入計画に係る比較表」は、本覚書の中で、救急受入計画目標を改めて策定し、最終目標に向け双方で協調しながら地域医療の充実に対して取り組んでいくものである。令和4年度の目標で、座間総合病院での受入れ率が44%、輪番当番日数が11日、当該病床稼働数が45床、市外搬送率が42%、これに対し、令和4年度での実績では、座間総合病院での受入れ率が24.6%で目標より19.4ポイント足りない、輪番当番日数が10日で目標より1日足りない、病床稼働数が45床で目標達成、市外搬送率が56.6%で14.6ポイント足りないという結果だった。

次に、資料5「座間・綾瀬・海老名消防救急搬送推移（座間市内救急出動分）」は、覚書の第8条に基づき報告をしているものである。現在、座間・綾瀬・海老名の3市で、消防指令センターを共同運用している。各消防から「座間市内での救急車の出動状況」のデータ提供を受け、座間総合病院において市内外の救急隊を問わず救急搬送について、病院が開院した平成28年度から直近の令和5年度上半期までの7年半の実績と推移をまとめたものである。

資料6「座間総合病院救急実績」は、本覚書第8条第2項に基づく、座間総合病院における救急外来の受入れ実績の表になっている。診療科別や救急車での受入れ状況、救急車などのお断り件数などの令和4年度の実績をまとめたものである。

資料7「一般急性期病棟の取り扱いに関する覚書」は、本覚書が令和6年3月31日で終了するため、その後の期間延長について座間総

会 長	合病院から申し入れを受けたものである。
座間総合 病院	救急受入の実績及び期間の延長については、座間総合病院側から説明をお願いする。
	市内搬送率は、ロングスパンで見ると着実に上がり、市外搬送率は下がっている。今後最善の努力で目標値に近づけていく。
	地域包括ケア病棟の延長期間は、令和8年3月31日まで2年半。この時点で当院は開院10周年、この後の病院としての展開など色々なビジョンがあるが、ここを一区切りとして期間を延長したい。
	地域包括ケア病棟については、急性期の病状から院内、院外からの受入れなどを柔軟に対応できる病棟であり非常に重要な機能になっている。
会 長 A委員	議題(3)について、意見、質問はあるか。
	地域包括ケア病床は、病床の取扱いは急性期病棟なのか。どちらとも可能な病棟なのか。
D委員	急性期病棟の扱いであり、どちらでも可能な病棟。
A委員	病床利用率としては、一人が入院している期間としては全体の中の日数は増えるのか。
C委員 A委員	地域包括ケア病棟は、平均在日数は長い。
	神奈川県全体と国の算定式に基づいて必要病床数の安定が問題になっている。
D委員 A委員	60日が限度。平均は30日を切る程度。
C委員	扱いは急性期病棟だが、満席の病床ではないということか。
会 長	そのとおり。
	「一般急性期病棟の取扱いに関する覚書」については、令和8年3月31日まで延長することでよろしいか。細かい内容については、今後、事務局と座間総合病院とで進めていく。
委員一同 会 長	異議なし
	議題(3)については、以上とする。
	次に、議題(4)「座間総合病院の開設及び運営に係る支援措置について」、事務局から説明を求める。
事務局	資料8は、座間総合病院側からの提案をまとめたものである。
	資料9は、「座間総合病院の開設及び運営に係る支援措置に関する覚書」の内容である。病院を誘致する際の支援として、国有地の賃料を市が負担することで、支援とすることを取り決めたものであり、平成26年10月15日に締結した後、平成28年3月1日に所在地の登記変更に伴う変更、平成28年10月3日に市有財産と国有財産の一部を等価交換による敷地面積増加に伴う変更のため、覚書を締結したものである。期間は、平成26年10月から令和6年10月までの10年間である。
	資料10「座間総合病院の開設及び運営に係る支援措置の経過」は、

支援措置が始まった平成26年度から直近の令和5年度までの経過として、年度ごとの金額と累計額を算出したものである。

令和5年度までの9年間で、累計額約1億1千500万円の支援であった。

会 長

本議題については、座間総合病院側及び座間市の双方からの説明をお願いします。

C委員

基本協定書に定められている来年の10月14日をもって10年経過する。その期間を延長したい。

今年5月、市長との面談の際に口頭で申し入れをした。免除という具体的な話はしていないが、協議を始めさせていただきたい旨を話した。7月18日、健康部長との面会時に当法人の本部の理事と管理部長とで協議を開始したいと要望した。市からは、口頭で秋口の予算時などで決まることがあるのでそれまで待つてほしいとの回答だった。

10月頃、市から紙で意向がきた。これを受けて法人としては、協定書の第3条「以後、免除期間の延長について、甲乙協議の上、決定する。」と定められているが、残念ながらこの協議が無いまま市からの提示があった。まずは、この協定に基づいて、協議を開始したいことが今回の要望になる。

E委員

「病院の開設及び運営に関する基本協定書」に定める支援措置については、基本協定に係る内容は多岐に渡り、小児二次救急における輪番日数の増加や健診事業への参画、さらには救急ワークステーションの設置による消防力の向上など、これまで市の施策に対し積極的に協力していただいている。安定的な連携を継続し、総合的な病院として機能するにあたっては、改めて支援の必要があるものとする。一方で、従前から二次救急医療体制の維持に協力いただいている相模台病院、相武台病院にも配慮する中で一定程度の公平性が担保できるような支援がよいと考える。

会 長

議題(4)について、意見、質問はあるか。

A委員

この協議会では協定書の10年間の状況・状態を判断する場だが、その後の個別の支援については座間市と座間総合病院との協議になる。まずは、状況・状態を確認して協議したうえで、条件を考えていくもの。先に条件ありきではいけない。

B委員

当時、救急が弱かったので相模原市にお願いすることが多かった。現在、大人は良いが小児を全然診てもらえてない。我々は予算に関して言える立場ではないが、経緯はオープンにしてほしい。座間総合病院だけが優遇、または特定の医療機関だけが優遇などはあってはならない。10年が終わった後も座間総合病院だけ支援し、他の医療機関には支援がないとなると違和感がある。頑張っている小児科医からは、座間総合病院はまだまだという意見がある。

以前と比較すると受けていただいているが、今後支援を継続する

C委員	<p>のであれば、キャパを増やすなどの展望を示して協議に望んでほしい。</p> <p>小児救急に関しては、現在、月1日担当している。まだ足りない状況ではあるが、当院は小児病棟を持っていないことから救急患者を全て受け入れて診ることが難しいのが現状。課題を解決するため今年の4月に救急部が立ち上がった。日勤の救急隊については、当院で診れる疾患であれば日勤対応をお断りしない方針で行っている。夜間帯の受け入れも今まで以上にできるように様々な施策を考えている。</p>
A委員	<p>まだまだ相武台病院、相模台病院にお世話になりながら救急医療をやっているといけなことが事実。当院でできることを少しずつでもやっていきたいと考える。</p> <p>協定書は目指して作ったものだが、現状に沿った内容で考えていかないといけない。病院誘致の当時と状況は変わってきており、できること、できないことがある程度わかってきている中で、協定書そのものも考えないといけない。また、地域の中でバランスをとって救急をやることにに対して行政は積極的に支援をするべきだと考える。座間市と座間総合病院は協定書を締結した時の状況と現状とを鑑みて今の支援の在り方がどの程度妥当なのかということをよく揉んでほしい。現実的なことを考えて今後の10年をどうするのか、また開設されていないHCUについても、考えていただきたい。</p>
C委員	<p>小児救急及び医療については、座間市単独の問題ではなく広域で考えていかないといけないと思う。当院もできる限り参画していくが、座間市の限られた小児科医だけでは限界があると思う。また、HCUについては、救急科と議論して開設にむけ準備を進めている。</p>
会 長	<p>議題(4)については、本日の協議と委員からの意見等を踏まえて、引き続き座間市側と座間総合病院側で協議を重ねていくことが必要と考えるが、よろしいか。</p>
委員一同 会 長 事務局	<p>異議なし</p> <p>以上で、本日の議題は、全て終了しました。</p> <p>以上で、協議会を終了する。</p>